

現場説明書（簡易工事）（営繕系）

1 工事名 小野上地区計装機器更新工事

2 設計図書（契約書に綴じ込むもの、変更契約書には（１）の添付は不要）

- （１）現場説明書及び質問回答書
- （２）仕様書
- （３）図面

設計書（参考）は、見積り時間の短縮を図るため参考資料として提供するものであり設計図書ではない。そのため、設計書（参考）に対する質問回答も設計図書には含まれない。仮に設計書（参考）に誤びゅう等があったとしても、入札者は２で示した設計図書の内容で見積りし、入札するものとする。

また、受注後においても設計書（参考）の誤びゅう等に起因する設計変更は行わない。

3 適用する規則・規定等

- （１）渋川市契約規則
- （２）渋川市建設工事検査規則
- （３）渋川市建設工事設計変更及び契約変更実施要領
- （４）工事等に係る事故対応ガイドライン
- （５）渋川市設計変更・契約変更ガイドライン
- （６）渋川市工事一時中止ガイドライン
- （７）渋川市建設工事の監督に関する規程

4 契約時に提出する工程表

約款では契約締結後１０日以内に工程表を提出するものとしているが、１０日以内では実際の工程を決定できない場合もあるため、工種・数量等を一式とすることができる。

5 実施工程表

実際に行う実施（計画）工程表とし、契約後３０日以内に提出する。

- （１）施工計画書作成期間（契約後３０日以内）
- （２）発注書の写し等の提出時期
- （３）工場製作品等の製作期間
- （４）現場施工期間（試運転を含む）（完成期日の１４日前までに完了）
- （５）書類整理、後片付け期間（原則１４日以上）

6 現場施工の着手立ち会い、担当課検査

受注者は、現場施工の着手時に監督員及び係長の立ち会いを受ける。また完成期日14日前までに現場施工を完了し、監督員及び係長等の課内検査を受検する。

7 材料検査

材料検査を受ける場合は、工事用材料検査願（指定様式）を一部用意し受検する。検査後、記入済み工事用材料検査願を複写し、検査写真を添付したうえで工事打合せ書（正副）で提出する。

8 設計変更に係る手続

設計変更については、建設工事請負契約約款で示されているが、その取扱いは、「渋川市設計変更・契約変更ガイドライン」による。

9 事故報告

事故が発生した場合には、必要な措置を行った上、直ちに監督員に連絡するとともに、「工事等に係る事故対応ガイドライン」に基づき事故等速報を速やかに提出しなければならない。

10 工事完成検査

工事完成検査日は、契約時に完成期日以降と指定しているが、早期に工事を完成し、その完成を監督員等により確認されれば、工事完成通知書の提出後14日以内に工事完成検査を行う。

11 保険等への加入

受注者は、工事完成引渡しまでの間、適切な額の建設工事保険、火災保険等に参加すること。

12 産業廃棄物の収集、運搬及び処分

（１） 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、マニフェストにより適正に処理を行い、集計表を監督員に提出すること。

また、集計表にはマニフェスト番号、車番、最大積載量、種別、処分量、処分場を記載し、過積載の防止について徹底すること。

なお、運搬車両には車体の外側に産業廃棄物の収集運搬車である旨等の表示をし、その表示状況及び車番を写真に記録すること。

（２） 産業廃棄物処分予定

ア 種別 混合廃棄物

イ 処分先 (株)上毛資源（前橋市鳥取町地内）

ウ 運搬距離 約25km

1 3 再生資源利用（促進）計画

請負金額が100万円以上の工事においては、建設副産物実態調査の対象工事であるため、再生資源利用（促進）計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書にその写しを添付すること。（COBRIS登録をしている場合には、登録証明書のみ提出）

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を公衆が見やすい場所に掲示すること。

計画の実施状況（実施書）は、工事完了後速やかに発注者まで工事打合せ書で提出すること。

1 4 夏季工事における熱中症対策

本工事の施工にあたり、夏季を含む場合は、建設現場における熱中症対策をについて実施可能な対策や装備等を施工計画書に記載すること。

1 5 本工事は、工事管理を簡素化しているため工事評定の対象としない。

工程表記載例 【一般的な工事であり、本工事の工程を示したものではない】

実施（計画）工程表（営繕系）

	6	7	8	9	10	11	12
施工計画書作成	■						
承認図作成	■						
工場製作		■	■	■			
現場施工					■	■	
書類整理、後片付け							■
立ち会い計画等	発注書提出			着手立ち会い		課内検査	

（注） 立ち会い確認等の記載事項には、発注書の提出時期（必要な場合）、現場施工着手立ち会い、課内検査の時期を必ず記載する。その他の立ち会い等については必要に応じ記載する。